

2. 対象となる施設・使用料・減免割合【別表】（使用料には、別途消費税がかかります。）

種別	施設名・競技・面数			1時間あたりの使用料（税抜）		使用料の納入窓口	減免割合（例外有り）				
				区分	施設		照明				
学校体育施設	小学校体育館（島門・広渡・浅木） 遠賀南中学校体育館・武道館			施設	150円	遠賀町中央公民館	体育協会登録団体	2割	2割		
				照明	200円		スポーツ少年団（定期利用）	10割	10割		
				冷暖房	未定		スポーツ少年団（定期利用以外）	5割	5割		
	遠賀中学校第1体育館 （旧遠賀町第1町民体育館）	（★）バドミントン・ソフトバレーボール	1/3面 1/2面	施設	100円		町又は教育委員会が主催又は共催するとき	10割	10割		
				照明	150円						
				冷暖房	未定						
		アリーナ	1/2面	施設	200円						
				照明	300円						
				冷暖房	未定						
	小学校運動場（島門・広渡・浅木）						教育委員会が特に減免する必要があると認めるとき	5割又は10割	5割又は10割		
			町内料金	町外料金							
社会体育施設	遠賀町民体育館 （旧遠賀町第2町民体育館）		アリーナ	1面	施設	200円	400円	遠賀町民体育館	遠賀体育センター		
					照明	300円	600円				
	遠賀体育センター	バドミントン・ソフトバレーボール卓球等	1/4面	施設	110円	220円					
				照明	165円	330円					
		アリーナ（全体の1/2）	2/4面	施設	220円	440円					
				照明	330円	660円					
	テニスコート	クレーコート	1面	照明無	220円	440円					
				照明有	550円	1,100円					
		オムニコート	1面	照明無	330円	660円					
				照明有	660円	1,320円					
	グラウンド	野球ソフトボール	1面	照明無	440円	880円					
				照明有	2,750円	5,500円					
		サッカー	1面	照明無	440円	880円					
				照明有	1,650円	3,300円					
	相撲場	相撲	1面	施設	220円	440円					
	弓道場	弓道	—	照明無	50円						
				照明有	150円						

- （★）遠賀中学校第1体育館でのバドミントン・ソフトバレーボール利用については、アリーナ全面を使用する場合は、コート3面取ることができます。
ただし、複数の団体が同時に使用する場合は、コートの間隔が狭く防球ネットがアリーナの中央部にしかないため、中央のコートを使用不可とし、防球ネットを挟んで1面ずつの利用となります。
・遠賀中学校及び遠賀南中学校の運動場は、部活動で利用するため定期利用の対象外です。

※令和8年度定期利用団体（学校体育施設を除く）における町内料金・町外料金の判別を申請書（名簿）提出時に行います。
団体会員に8割以上の町内者（在住・在勤含む）がいる場合町内料金、8割未満の場合町外料金となります。

施設	室 名	1時間あたりの使用料（税抜）			使用料の納入窓口	減免割合（例外有り）		
		町内者	町外者	冷暖房（一律）		団体区分	施設	照明
遠賀コミュニティセンター	児童室1	330円	660円	330円	遠賀コミュニティセンター	同上表		
	児童室2	220円	440円	330円				
	集会室1・2	330円	660円	330円				
	サークル活動室1・2	330円	660円	330円				
	視聴覚室	330円	660円	330円				
	音楽室	500円	1,000円	330円				
	和室（水仙・木犀・寿）	220円	440円	330円				
	ホール	1,650円	3,300円	1,650円				

※全施設、準備・後片付けの時間を含みます。なお、1時間に満たない場合は1時間とします。
※税変更、施設改修等により、料金を改定する場合があります。詳細は、施設までお問い合わせください。
※空調代は町または教育委員会主催の場合を除き実費となります。